

事務事業名		社会福祉法人指導監督等事業		<input type="checkbox"/> 実施計画掲載事業	<input type="checkbox"/> 総合戦略掲載事業
政策体系	政策名	02 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間	
	施策名	06 ともに支え合う地域づくりの推進		区分	
	基本事業名	04 相互支援の啓発と普及		単年度繰返	
根拠法令		社会福祉法第56条		※期間欄に開始年度を記入	
所属	部課名	保健福祉部地域福祉課		【開始年度】	
	課長名	藤原 秀樹		-	
	係名	福祉推進係	電話	0192-27-3111	
	担当者	廣田 子龍	内線	182	
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)				事務事業区分	
<p>①社会福祉法人指導監督 市が所管する社会福祉法人を対象として、大船渡市社会福祉法人指導監督実施要綱に基づき、年間計画、実施方針、重点事項等を定め、実地にて一般監査を行うほか、必要に応じて特別監査を行う。 一般監査は、法人への通知、法人からの監査資料の提出、実地監査、監査結果の通知、指摘等あった場合には法人からの改善報告の手順により行う。</p> <p>②社会福祉法人の所轄庁として行うべき事務 社会福祉法等の定めに従い、社会福祉法人の所轄庁として、設立認可等の事務を行う。</p>				E 一般	
				全体計画(※期間限定複数年度のみ)	
総投入量 (千円)	事業費 財源内訳	国庫支出金			
		都道府県支出金			
		地方債			
		その他			
		一般財源			
	事業費計(A)		0		
人件費	正規職員従事人数				
	延べ業務時間				
	人件費計(B)		0		
				トータルコスト(A)+(B)	0

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動)	⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)
前年度実績(前年度に行った主な活動) 社会福祉法人指導監督の実施	名称 単位
今年度計画(今年度に計画している主な活動) 同上	ア 社会福祉法人指導監督(一般監査)の実施件数 件
	イ
	ウ
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 (直接の対象) ・市が所管する社会福祉法人 (間接の対象) ・社会福祉法人が行う社会福祉事業等の健全な発達による社会福祉の増進	⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標)
	名称 単位
	カ 市が所管する社会福祉法人の数 法人
	キ
	ク
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 社会福祉法人指導監督を実施し、法人の適正な業務運営の確保と事業経営の透明化を図ることにより、法人が提供する福祉サービスの量・質が向上する。	⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)
	名称 単位
	サ 前回監査で指摘した事項に係る改善率(文書指摘のみ) %
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか) 社会福祉法人が提供する福祉サービスの量・質を向上させることにより、地域福祉の充実を図る	シ 今回監査の指摘事項に対する改善報告の件数 件
	ス

(2) 総事業費・指標等の推移

投入量	事業費 財源内訳	単位	年度	2年度(実績)	3年度(実績)	4年度(実績)	5年度(目標)	6年度(目標)	7年度(目標)
			単位						
投入量	事業費	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		都道府県支出金	千円	0	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	11	1	0	43	43	43
	事業費計(A)		千円	11	1	0	43	43	43
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時間	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
		人件費計(B)	千円	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400	5,400
		トータルコスト(A)+(B)		千円	5,411	5,401	5,400	5,443	5,443
⑤活動指標	ア	件		3	6	4	3	6	4
	イ								
	ウ								
⑥対象指標	カ	法人		13	13	13	13	13	13
	キ								
	ク								
⑦成果指標	サ	%		100	100	100	100	100	100
	シ	件		3	5	4	3	6	4
	ス								

事務事業ID	1586	事務事業名	社会福祉法人指導監督等事業
--------	------	-------	---------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等	
① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)の施行に伴う社会福祉法の一部改正により、平成25年4月から、社会福祉法人の指導監督業務を開始した。
② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？	当該事務事業は平成25年度からの事業である。平成29年の社会福祉法等の改正により、法人の経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、社会福祉充実計画の策定等、社会福祉法人を取り巻く環境は著しく変化した。また、指導監督業務は、国の監査ガイドラインに沿って行うことと規定され、これによりローカルルールを是正し、より公正な監査が可能となった。
③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？	社会福祉法人を対象とする指導監督は市へ移譲となったが、児童福祉施設や老人福祉施設等の施設監査は県の所管であり、連携した監査の実施について、県と申し合わせのうえ実施することとしている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている ▽ 理由・内容 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつか？意図することが結果に結びついているか？ 社会福祉法人の適正な運営業務の確保に資することは、社会福祉法人が提供する福祉サービスの質と量の向上につながることから、地域福祉の充実が図られる。
	② 公共関与の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ▽ 理由・内容 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？ 法定受託事務として市が処理すべき事務である。
	③ 対象・意図の妥当性	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 適切である ▽ 理由・内容 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？ 社会福祉法の規定により、対象は市が所管する社会福祉法人のみに限定されており、限定、追加はできない。
有効性 評価	④ 成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない ▽ 理由・内容 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？ 指導監督従事職員の知識の蓄積、監査技術の向上、非常勤職員(税理士等)の活用により、有効かつ効果的な指導監督を行うことにより、社会福祉法人の適切な業務運営の確保に資することができる。
	⑤ 廃止・休止の成果への影響	<input type="checkbox"/> 影響がない <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある ▽ 理由・内容 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？ 社会福祉法の規定に基づく事務であり、廃止、休止はできない。
効率性 評価	⑥ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▽ 理由・内容 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) 事業費は、監査技術の向上のための研修代と書籍代、非常勤職員の人件費のみであり、削減の余地がない。
	⑦ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ▽ 理由・内容 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託できないか？(アウトソーシングなど) 社会福祉法人制度改革等、今後数年間における社会福祉法人を取り巻く環境の変化が大きいことから、指導監督業務に係る事務量の増加が予想される。
公平性 評価	⑧ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ▽ 理由・内容 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？ 社会福祉法人が提供する福祉サービスの量・質を向上させることにより、地域福祉の充実が図られるため、受益者が一部に偏らない。また、社会福祉法に基づく事務事業であり、受益者負担になじまない。

3 今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 改革改善の方向性	(2) 改革・改善による期待成果	(3) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																					
1 現状維持	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>●</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> <p>※(1)改革改善を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入。 (現状維持の場合、コスト及び成果は「維持」) (終了・廃止・休止の場合は記入不要)</p>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×	国の監査ガイドライン等に基づき、指導監督を実施する。
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		●	×																			
	低下		×	×																			

4 課長等意見

(1) 今後の方向性	(2) 全体総括・今後の改革改善の内容
1 現状維持	法令に基づき、継続して適切に事業を実施する。